

【第1表】

あ前小発第92号

令和7年3月6日

あきる野市教育委員会 殿

あきる野市立前田小学校

校長 樺山 雄三 印

令和7年度 教育課程について（届）

このことについて、あきる野市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおり届けます。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を学校教育の基盤におき、心身ともに健康で、実践力に富む児童の育成を図るため、次の目標を設定する。

◎ いのちを大切にし 共に輝き生きていこう

かしこく …… 主体的に学び、考える力、表現する力を高めようとする子（重点目標）

なかよく …… 認め合い、支え合い、協働して行動しようとする子

たくましく …… 心と体の健康を考え、すすんで鍛えようとする子

(2) 基本方針

ア 人権教育の推進

全ての教職員・児童が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、多様な人と関わり、互いを認め合うことを通して、他者を理解し、尊重し合い、思いやりの心や社会生活の基本的なルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育成する。

東京都人権尊重教育推進校として、あらゆる偏見や差別の解消に向けて人権尊重の理念の普及啓発を図る。

イ 確かな学力の育成

児童が自ら課題を見付け、見通しをもって主体的に学び、知識及び技能を身に付け、考えを深め、判断、表現する力を育成するため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。

ウ 特別支援教育の推進

多様性が尊重された心理的安全性の高い環境の中で、全ての児童が可能な限り同じ場で共に学ぶことと、個に応じた指導を両立する教育を充実させる。

エ 不登校、いじめの未然防止と多様な相談体制の充実

個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生活指導の充実を図り、誰一人取り残すことなく、全ての児童が楽しく学び生き生きとした学校生活を送れるようにする。

オ 地域との連携による学校運営の支援

コミュニティ・スクールを充実させるためにグランドデザインや学校経営方針を家庭や地域と共有し、学校運営に地域の声を積極的に生かした地域と共にある開かれた学校の共創を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) 「全国学力・学習状況調査」の結果を活用して日々の授業改善に生かし、読み解く力を育成する。
- (イ) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むことで主体的に学ぶ態度を育成する。
- (ウ) 児童に適切な評価を行うとともに教員の指導力の向上のため、単元を見通した評価の場面や方法を工夫し「指導と評価の一体化」のための学習評価の工夫・改善を図り、児童が自らの学びを振り返り成長を実感できるようにする。
- (エ) 朝の運動や休み時間のチャレンジタイムなどで体力向上の意欲を高め、体力テストを活用して体力の向上、健康の保持増進に向けた取組の充実を図る。
- (オ) 体育の保健領域と関連させながら、専門性の高い外部講師を招いてがん教育を実施する。
- (カ) 各教科と総合的な学習の時間を関連させ、地域の教材や地域の人材を生かした指導を充実させるとともに、問題解決に主体的・協働的に取り組む態度を養う。
- (キ) AETとの関わりやTGGでの体験活動を通して、英語を話す楽しさやその必要性を体感し、英語コミュニケーション能力向上への意欲を高める。

イ 特別の教科 道徳

- (ア) 「特別の教科 道徳」を要として、学校教育全体を通じた道徳教育の充実を図る。
- (イ) 道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を育むため、各教科や総合的な学習の時間等、体験活動と関連させ、児童の自覚を促す授業の充実を図る。
- (ウ) 道徳授業地区公開講座を実施して、学校と家庭・地域で一体となった道徳教育を進める。

ウ 外国語活動

- (ア) AETや講師と共に学習し、外国語によるコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付け、自分の考えや気持ちなどを伝え合う活動を通して、外国の文化に対する理解を深め、外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 人権尊重教育推進校として「人権教育プログラム」等を活用し、人権教育を柱に系統的に総合的な時間の目標を設定し、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを充実させ人権教育を推進する。
- (イ) 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行い、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
- (ウ) 探究的な学習における4つのプロセス（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）を踏まえた学習過程の充実を図る。

オ 特別活動

- (ア) 多様性を認め合い、互いに高め合える子を育成するために、学級活動を中心に自他を認め合い、課題解決のために話し合うとともに、合意形成、協働的な実践を推進する。
- (イ) 児童に主体性を養うため、小学校のクラブ活動及び委員会活動については、児童自ら課題を持ち、計画や運営、活動を行うようにする。
- (ウ) 学校行事については、学校経営方針を基に、育てたい児童像を明確にして計画的に行う。
- (エ) たてわり班活動を通して、児童の社会性を養い、自己有用感を育む。

(2) 生活指導・進路指導

ア 生活指導・安全指導・情報モラル教育

- (ア) 生徒指導提要进行を活用し、児童が自ら考える機会を設け「自己指導能力」を培い、組織的に発達支援的生活指導や課題未然防止教育等、成長を促す指導を充実させる。
- (イ) 問題行動等の発生時の初期対応、継続的な指導、関係機関と連携・協働による対応を図る。
- (ウ) 発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」を実施する。
- (エ) 安全・安心な学校生活を送るために、生活安全、交通安全、災害安全における「日常的な安全指導」及び「定期的な安全指導」を、「安全教育プログラム」（東京都教育委員会）や「学校の『危機管理マニュアル』」等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省）を活用して実施する。
- (オ) 児童虐待の早期発見と対応をするため、家庭や地域、主任児童委員、こども家庭センター等、関係機関と連携した児童の安全を確保する体制を整備し内容を充実させる。
- (カ) 児童同士で話し合い、主体的にルールを作るなど、情報モラル教育の充実を図り、ネットによるいじめ等の未然防止に取り組む。また保護者に啓発するとともに、関係機関との連携を図る。
- (キ) ギガワークブック東京を活用した「アウトメディアの日」を設定し、SNS学校ルール・家庭ルールを定着させるとともに、メディアへの依存時間を減らして、SNSによるトラブルの未然防止を図る。
- (ク) 特別な支援が必要な児童や不登校傾向の児童の居場所として開設した校内カラフルルームをより充実させる。

イ キャリア教育・進路指導

- (ア) 総合的な学習の時間や社会科などの時間を中心に、社会科見学や社会人講話などの機会を確保し、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、学校運営協議会や幅広い地域住民等と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童を育てていく。
- (イ) 幼稚園・保育園等や中学校と円滑な接続をするため、連携を図る。

ウ 不登校、いじめ対策

- (ア) 不登校児童の支援については、児童自ら進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけるとともに、児童一人一人の心理状態を把握し、未然防止、早期支援、長期化への対応等の三つの段階に応じた対応を充実させる。
- (イ) 児童にとって学校が安心・安全な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫とともに、学びの場の確保と環境整備をする。
- (ウ) 学校いじめ防止基本方針を毎年見直し、いじめ総合対策（第2次・一部改定）等を活用した校内研修等を実施し、いじめを防止するための組織的な対応を推進する。
- (エ) いじめの未然防止、早期発見、早期対応、解消後の見守りの充実を図るため、課題未然防止教育として、週1回の児童理解夕会を活用して児童の情報を全教職員で共有する。
- (オ) 「SOSの出し方に関する教育」を実施し、児童にSOSを出す力を育成し、教職員は児童のSOSを受け止める力の向上を図る。
- (カ) いじめ・不登校を早期に認知して対応するために、学校、保護者、教育支援センター（せせらぎ教室、教育相談所、SSW）、SC等と連携・協働して教育相談体制を充実させる。

(3) 特色ある教育活動・その他の配慮事項等

ア 特別支援教育の充実

- (ア) 共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のために、障がいのある児童がその能力を最大限に伸ばし、自立した社会参加することができるよう、同世代の児童と交流を通して、可能な限り共に学ぶことができるよう合理的配慮の提供を推進する。
- (イ) 児童一人一人の教育的ニーズを把握するために特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会を開き、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。
- (ウ) 学校生活支援シート、個別指導計画及び連携型個別の指導計画を作成し、状況に応じて、特別支援支援コーディネーターを中心に校内委員会で協議し、SCや教育相談所等と連携を充実させる。
- (エ) 児童の多様性を理解し尊重する態度を育てるために、ことばの教室や特別支援教室の巡回指導教員による障害理解授業などの具体的活動を年3回行い、人権教育の充実を図る。
- (オ) 幼保小架け橋プログラムの基盤づくりとしてカリキュラム連携を行う。

イ 地域との連携

- (ア) 学校運営協議会と連携して「地域とともにある学校」づくりを推進し、学校や保護者・地域が一体となった持続可能なコミュニティ・スクールを構築し、教育水準の保障と向上を図るため学校評価を生かした学校改善をすることでウェルビーイングな学校づくりを推進していく。
- (イ) 小中連携して、研究授業の参観や協議会について東中学校と共に学ぶ機会を設け、人権尊重教育の普及啓発を図る。